

第二十五号議案

江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会条例
(設置)

第一条 江戸川区(以下「区」という。)の所有する土地を有効活用し、地域の課題を解決するために行う事業提案型の公募に関し、当該土地の売却並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十二條、第二十三條及び第二十四條第一項に規定する借地権の設定の対象となる事業予定者を選定するため、江戸川区長(以下「区長」という。)の附属機関として、江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。
(組織)

第二条 選定委員会は、委員十人以内をもって組織し、その委員は、区の職員のうち当該選定に関わる部(江戸川区組織条例(昭和四十年一月江戸川区条例第一号)第一条に規定する部並びに区議会事務局及び教育委員会事務局をいう。)の長及び次に掲げる者のうちから、区長が任命又は委嘱する。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士
- 四 建築関係者
- 五 都市計画・地域のまちづくり関係者
- 六 金融関係者

七 当該選定の内容に関わる学識経験者

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、区長が任命又は委嘱した日から選定に係る区長からの諮問についての審議が終了したときまでとする。

(会長)

第四条 選定委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 選定委員会は、会長が招集する。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第六条 選定委員会の庶務は、総務部用地経理課において処理する。

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(説明)

江戸川区が所有する土地を有効活用し、区政上の課題を解決するため、事業計画等の提案を受け、内容の優れた民間事業者を売却先に決定する公募提案型売却を実施するに当たり、事業予定者を選定するため、江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会を設置する必要があるため、本案を提出いたします。